

(注) 「評価の基準」欄の「□」に、すべて黒「■」チェックがついているときは、「できている」欄に○印を、また空白の「□」が1つでもあるときは、○印は付していません。

I 岩手県 : グループホームかつひろの家

平成18年1月10日

岩手県認知症高齢者グループホーム外部評価調査票（適否の確認方法・特記事項欄省略）

分野・領域	項目	できている	評価の基準
I 運営理念	1 運営理念の具体化と共有・明示	○	■ 入居者・家族に対し、グループホーム独自の運営理念を文書で明示し、説明している。
			■ 運営理念は、見やすい場所に掲示している。
			■ 全職員は、運営理念を日常の介護に活かしている。
II 入居者の尊厳	2 身体拘束のないケアの実践	□	□ 入居者・家族に対し、身体拘束を行わないことを文書で明示し、説明している。
			□ やむを得ず身体拘束を行う場合、理由及び期間を明記した書類があり、家族の同意が得られている。
			■ 職員は、身体拘束廃止の研修会に参加し、又はグループホーム内で学習会を行っている。
	3 入居者一人ひとりのプライドの尊重	○	■ 入居者との会話に指示、命令、子ども扱いなどを行なわないよう配慮している。
			■ 排泄・入浴・更衣に関する誘導の声かけなどは、羞恥心に配慮している。
	4 個人情報の保護と開示	□	■ 入居者・家族の個人情報の取扱いについて明文化している。
			■ 入居者に対し、本人の介護記録が閲覧できる旨を説明している。
			□ 個人情報を第三者に開示する場合、入居者・家族の同意を得ている。
			■ 入居者・家族の個人情報に係る記録やメモは、人目に触れないように保管している。
	5 入退居時の基本情報の提供	○	■ 入居希望者・家族に対し、サービス内容、利用料、入退居基準のほか、グループホームでの生活における留意事項等についての説明を行い、同意を得ている。
			■ 退居を求める場合、入居者・家族に退去の理由を説明し、同意を得ている
	III 家庭的な生活空間	6 共用空間における居場所づくり	○
■ 共用空間には、ひとりでも過ごせる場所が用意されている。			
■ ホーム内の、みやすい場所に暦や時計がある。			
7 入居者一人ひとりの希望に合わせた居室の環境づくり		○	■ 家具、仏壇、装飾品など私物の持込が可能であることを、入居時の説明書に記載し、説明している。

分野・領域	項目	できている	評価の基準	
IV 生活の質の向上を目指した介護計画	8 個別具体的な介護計画の立案	■	アセスメントに基づいて入居者一人ひとりの特徴をふまえた具体的な介護計画を立てている。	
		■	介護計画は、全ての職員の意見を取り入れて作成している。	
		■	介護計画は、入居者・家族の希望や意見を取り入れて作成している。	
	9 介護計画の実施記録	○	■	入居者1人ひとりの介護計画に基づいてサービスを提供し、かつ日々の状況変化を記録している。
	10 介護計画の評価・見直し	○	□	少なくとも3ヶ月に1回は、介護計画の実施状況の評価を行なっている。
○		■	評価は、全ての職員の意見を取り入れて行っている。	
○		□	評価結果に基づいた介護計画の見直しをしている。	
V 利用者本位の生活支援	11 食事の楽しみと栄養バランスの工夫	○	■	毎日の献立、買い物、調理、後片付けに、入居者が参加している。
		○	■	身体状況や、咀嚼能力に応じた献立になっている。
		○	■	定期的に栄養士等により栄養バランスがチェックされている。
	12 排泄サイン、パターンに応じた個別の排泄支援	○	■	排泄の自立に向けた支援を基本にした介護を行っている。
		○	■	入居者個々の排泄パターン・サインを職員が把握している。
		○	□	入居者個々のおおよその水分摂取状況を職員が把握している。
	13 入居者一人ひとりの身体状況と希望に合わせた入浴支援	○	■	入浴日、時間、頻度について本人の希望に配慮している。
○		□	入居者のプライバシーに配慮した介護職員の配置をしている。	
○		■	入浴可否の判定基準があり、その基準に沿った介助をしている。	
14 入居者1人ひとりの暮らしの尊重	○	■	入居者や家族から得られる情報や希望を取り入れて支援している。	
	○	■	入居者1人ひとりの意思を尊重し、自己決定や希望を引き出す場面を具体的に作っている。	
	○	■	化粧、整髪、衣服、装身具などのおしゃれは本人の好みに配慮して支援している。	
	○	■	理美容院の利用は本人の希望に配慮して必要な支援をしている。	

分野・領域	項目	できている	評価の基準
V 利用者本位の生活支援	15 一人でできることへの配慮	○	■ 入居者の「できること、できそうなこと」の能力について、職員が共有している。
			■ 「できること、できそうなこと」については本人の能力を引き出すようにしている。
	16 ホーム内の役割・楽しみごとの支援	○	■ 日常生活において入居者一人ひとりが役割を果たす場面がある。
			■ 生活歴や本人の好みを尊重しながらも、新しい役割や、やりがいの発見にも努めている。
	17 ホームに閉じこもらない生活の支援	○	■ 決まりごとや日課として職員が連れ出すのではなく、入居者の状況に応じて外出支援している。
			■ 日常の外出とは別に、地域行事への参加、季節ごとの遠出などを実施している。
■ 一人ひとりの特別な場所、お墓参り、ふるさと訪問、特別な催しへの参加などについて、実現に向けた取組みをしている。			
VI 入居者・家族の要望の反映	18 家族の意見・要望を引き出す働きかけと結果の開示	○	■ 少なくとも年に1回は家族アンケートを実施している。
			■ 定期的に家族が集う場などを企画し、意見・要望を聞いている。
			■ ホーム便りなどでホームの状況や意見・要望の結果を家族に知らせている。
	19 相談への対応・	○	■ 相談の窓口が整備され、担当の職員が決まっている。
			■ 相談の受付及び対応結果の状況が記録されている。
	20 苦情への対応	○	■ 苦情の窓口や投書箱が整備され、担当の職員が決まっている。
■ 公的な苦情受付窓口の案内を行なっている。			
■ 苦情の受付及び対応結果の状況が記録されている。			
VII サービスの質を確保する運営	21 責任者の協働、職員の意見の反映	○	■ 法人代表者及び管理者は、グループホームの運営方針、事業計画等について話し合いをしている。
			■ 運営方針、入退去、職員の採用などは、職員の意見も反映する仕組みになっている。
	22 職員間の連携	○	■ 入居者の状態変化など、必要な情報が全職員に伝わる仕組みが確保されている。
			■ 事故・怪我などが発生した緊急時に、全職員が協力できる体制にある。
	23 改善課題の実現に向けた取組み	○	■ 改善課題が生じた場合、すみやかに職員全員で取り組む仕組みがある。
			■ 課題改善後、必要に応じて入居者・家族に説明している。
24 入居者の状況に応じた勤務体制の確保	○	■ 職員の急病や急な休みに対応できる勤務体制が確保されている。	
		■ 夜間に介護が必要な入居者がいる場合は、夜勤体制が確保されている。	
		■ 入居者の生活リズムにあわせた職員の配置になっている。	

分野・領域	項目	できている	評価の基準
VII サービスの質を確保する運営	25 継続的な研修の受講	○	■ 採用時研修をはじめ、それぞれの段階に応じた研修が実施されている。
			■ 県や各種団体等が主催する外部の研修会などに職員を派遣している。
			■ 職員個々の研修受講履歴が整理、保管されている。
	26 安全管理、安全の確保 (緊急時の手当、感染症対策、食中毒など)	○	■ 体調の急変、怪我などに対応できる知識（救急救命を含む。）を習得するホーム内での学習会を年1回以上開催し、かつ、マニュアルを作成している。
			■ 感染症対策に関するホーム内での学習会を年1回以上開催し、かつ、マニュアルを作成している。
			■ 食中毒対策に関するホーム内での学習会を年1回以上開催し、かつ、マニュアルを作成している。
	27 災害対策	○	■ 地震、水害、火災などの災害発生時の対応が定められている。
			■ 避難訓練を少なくとも年1回は行なっている。
	28 事故の記録・報告と再発防止	○	■ ヒヤリハット・事故報告等に関する記録が整理保存されている。
			■ 事故後再発防止のための話し合いを職員全体で行なっている。
■ 事故防止に関するホーム内での学習会を年1回は開催している。			
29 入居者の金銭管理	○	■ 金銭管理の方法が明確にされている。	
		■ 入居者・家族に対し、金銭管理の方法をあらかじめ説明している。	
		■ 入居者・家族に対し、ホームで預かっている金銭について、出納帳を作成し、定期的に報告している。	
VIII 医療・健康支援	30 医療機関との連携	○	■ 緊急時の協力医療機関との連携体制がある。
	31 定期健康診断の支援	○	■ 年に1回以上の健康診断を実施している。（ただし、加療中で、健康診断に相当する内容のものを受けている入居者は、除く。）
	32 口腔清潔・服薬支援	○	■ 口腔清潔について個々の課題を整理し、個別に対応している。
			■ 薬は個別に管理され、所定の場所に保管されている。
■ 用量、用法、副作用を把握し、内服チェックがされている。			
33 心身機能の低下を補う配慮	○	■ 手すり・トイレ・浴室などの設備については入居者の心身機能に応じた工夫をしている。	

分野・領域	項目	できている	評価の基準
IX 地域との連携	34 地域との交流	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 少なくとも年1回は最寄の交番、消防署にグループホームの状況を説明している。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 少なくとも年1回は、学校、自治会、商店街組合等にグループホームの広報等を配布し、行事などの連携について働きかけている。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の人が参加可能な行事を年2回以上計画し、開催内容を地域の人々に知らせている。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域のボランティア（個人含む）を受け入れている。</li> </ul>
10	34	29	86

戻る

(財)岩手県長寿社会振興財団

「グループホームかつひろの家」の外部評価報告書へはここをクリック

II 岩手県 : 基本情報項目 (グループホームの概要)

この基本情報項目 (グループホームの概要) は、事業者自身が記入した内容をそのまま公表しております。

グループホーム かつひろの家 の概要

1 概要

(平成 17 年 10 月 1 日現在)

グループホームの名称	認知症高齢者グループホームかつひろの家				
事業主体名	社会福祉法人江刺寿生会				
代表者職氏名	理事長 渡 辺 均				
入居定員	9 名	入居者数	9 名	待機者(申込者)数	5 名
開設年月日	平成 13 年 9 月 1 日				
所在地 (交通アクセス)	〒 ( 023-1101 ) 岩手県江刺市岩谷堂字下惣田 290 番地 2 (バス:江刺ターミナルより徒歩 10 分、新幹線:水沢江刺駅より車で 10 分)				
連絡先	電話番号	0197-31-2201	FAX番号	0197-31-2202	
	HPアドレス				
	その他	E-mail: katuhome@pup.waiwai-net.ne.jp			
運営方針・運営理念	共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう援助する。				

2 土地、建物の状況

敷地面積	10,194.93 m <sup>2</sup> (3,078 坪)	権利関係	(賃借契約期間 年 ( H13.4.1~ ) )		
建物の構造	木造平屋建(H13年築)	延床面積	363.53 m <sup>2</sup> (109.75 坪)	権利関係	
居室	居室の数	1階 9室 階 室	居室の広さ	13.25 m <sup>2</sup> (約 8 畳) - 9室 ( 室) . m <sup>2</sup> (約 畳) - 室 ( 室)	
	テレビ回線の有無	(有・無)		電話回線の有無	有・(無)
	居室に備え付けられている備品等	ベッド、タンス、畳三畳、物入れ			
食堂居間	面積	115.93 m <sup>2</sup> (約 70 畳) ( )	浴室	6.62 m <sup>2</sup> (約 2 畳)	
その他	トイレ - 2 ヶ所 洗面所 - 9 ヶ所 (各居室に設置) その他に、炬燵の間 8 畳 (掘りこたつ) があります。				

<b>併設施設</b>	同一の敷地内に、同一法人が運営する次の施設等があります。
	・ 特別養護老人ホームさくらの郷
	・ 桜つつみデイサービスセンター
	・ 身体障害者デイサービスセンター
	・ 知的障害者授産施設（通所）ワークセンターわかくさ
	・ さくらの郷指定訪問介護事業所
	・ さくらの郷指定訪問入浴介護事業所
	・ 桜つつみ在宅介護支援センター
	・ 桜つつみ指定居宅介護支援事業所
	・ さくらの郷短期入所生活介護事業所

### 3 入居・退居の要件

<b>入居をお断りする場合</b>	専門の医療サービスの提供が恒常的必要な方 要介護1から5までの要介護認定を受けていない方
-------------------	---

<b>入居後に退居をお願いする場合</b>	入居後健康状態が悪化し入院した場合、診断書等により1ヵ月以上の入院があきらかな場合は、退居となります。ただし、退院後の入居については、優先的に考慮いたします。 要介護認定において、要支援または自立と判定された方
-----------------------	--

### 4 利用料等（入居者の負担額：月額を1ヶ月を30日として表示）

1ヶ月の入居者負担額の目安（要介護3の場合）	約 90,000 円
------------------------	------------

※ 家賃、食費、光熱水費及び介護保険の1割負担額の合計額です。（日用品費、おむつ代、預り金管理費等は含みません。）

<b>家賃</b>	月額 24,000 円	<b>保証金（入居時一時金）の有無</b>		有・無
		保証金の金額	償却の有無	有・無（期間 年）
<b>食費</b>	月額 27,000 円	（食費の内訳） 朝食1食 円 昼食1食 円 夕食1食 円 おやつ1日 円 または1日 900円		
<b>光熱水費等</b>	月額 12,000 円（居室内の光熱水費を含みます。） 冬季（ 月～ 月） 円加算されます。			
<b>介護保険の利用者負担</b>	要介護1月額 23,880円 要介護2月額 24,360円 要介護3月額 24,840円 要介護4月額 25,320円 要介護5月額 25,830円			

<b>その他</b> <b>(日常生活費等)</b>	① 理美容代 <b>実費</b> 、または1回 円 (実費以外の場合)
	② おむつ代 <b>実費</b> 、1枚 円 (実費以外の場合)
	③ 預り金管理費 <b>有</b> ・無 (有の場合1ヶ月 1,500円)
	④ その他、必要となる日用品については、入居者が自ら購入することになりますが、購入に当たっては、職員がお手伝いいたします。
	⑤ 入院、外泊等でホームを離れる場合の家賃等の保証料等として、1日800円 (内訳: 家賃800円、共用費50円、預り金管理費30円)

## 5 利用料金の納入方法

<b>翌月請求、翌月集金</b> (指定口座への振込み、窓口支払い)
(留意事項) ① お支払いいただくのは、家賃、食費、水光熱費及び介護保険の1割負担額です。 ② 日常生活費については、その都度、入居者の方に支払っていただくこととなりますが、金銭管理等に不安がある場合は、ホームが預り金を管理し、支払い等のお手伝いをいたします。

## 6 職員の状況

区分	総数	内 訳				保有資格等	
		男		女			
		常勤	非常勤	常勤	非常勤		
管理者	1名	1名	名	名	名	介護支援専門員	
計画作成担当者	1名	名	名	1名	名	介護福祉士	
介護職員	6名	名	名	6名	1名	平均認知症高齢者ケア経験年数 3年	
その他	3名	名	名	名	3名	ヘルパー2級(夜勤介護員)	
合計	10名	1名	名	6名	4名		
常勤換算数		5名					勤務時間を週40時間とした場合の常勤換算数

## 7 管理者

氏名 渡辺 均			
専任・ <b>兼務</b>			
資格 介護支援専門員			認知症高齢者ケア経験年数 25年
痴呆(認知症)介護実務者研修	基礎過程 <b>受講</b> ・未受講	その他受講済研修	
	専門課程 <b>受講</b> ・未受講		

## 8 計画作成担当者

氏名 藤原 まゆみ	介護支援専門員資格 有 <b>無</b>		
その他資格 介護福祉士	認知症高齢者ケア経験年数 15年		
痴呆(認知症)介護実務者研修	基礎過程 <b>受講</b> ・未受講	その他受講済研修	
	専門課程 <b>受講</b> ・未受講		

## 9 職員の配置体制等

時間帯	配置職員
7:00~8:00	夜勤介護員 1 名、介護職員 1 名
8:00~9:00	介護職員 1 名
9:00~10:00	介護職員 2 名
10:00~16:00	介護職員 3 名
16:00~18:00	介護職員 2 名
18:00~19:00	介護職員 1 名、夜勤介護員 1 名
19:00~翌 7:00	夜勤介護員 1 名

夜間の体制	夜勤 1 名 専任・兼務 ( )
	宿直 名 専任・兼務 ( )

## 10 入居者の状況

入居者数	9 名 (男性 2 名、女性 7 名)		
入居者の年齢	平均年齢 83 歳	最少年齢 71 歳	最高年齢 94 歳
入居者の要介護度	要介護 1 ( 名)	要介護 2 ( 3 名)	要介護 3 ( 4 名)
	要介護 4 ( 2 名)	要介護 5 ( 名)	
入居者の入居前における住所地	江刺市、水沢市、大東町		

## 11 協力医療機関の状況

医療機関名	診療科目	協力状況
柏木医院	内科	
佐々木歯科医院	歯科	

## 12 面会時間等

面会時間	7:00~21:00
面会者の宿泊	入居者の居室への宿泊が可能です。

## 13 年間の主な行事等 (主な行事を記載)

行事名	実施時期	特記事項
誕生会	各月	外食や特別食、ケーキでお祝い
初詣	元旦	近隣の神社へお参り
お花見	4~5 月	桜の名所へドライブ
夏祭り	8 月	併設施設と合同

## 14 苦情・相談の受付体制等

グループホーム 内の体制等	苦情・相談受付担当者	紺野 友子
	電話番号及び F A X 番号	電話 0197-31-2201 F A X 0197-31-2202
	メールアドレス	katuhome@pup.waiwai-net.ne.jp
その他の受付先	各市町村担当課	
	岩手県国民健康保険団体連合会	電話 019-604-6700 F A X 019-604-6701

## 15 家族会の状況

家族会の有無	有・無
--------	-----

## 16 損害賠償保険の加入状況

損害賠償保険の加入状況	加入している	内容	1 事故あたりの補償上限額 身体 100,000 万円、財物 1,000 万円
-------------	--------	----	--

## 17 その他

広報等の発行	年 4 回	家族、関係機関にも送付します。
家族アンケートの実施	無	
市町村との連状況	(事業を受託している場合の事業名等具体的に記入してください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者生活福祉センター (生活支援ハウス)</li> <li>・ 身体障害者デイサービスセンター</li> <li>・ 桜つつみ在宅介護支援センター</li> </ul>	
介護相談員等の受入状況	(有の場合、受入頻度等を具体的に記入ください)	

戻る